

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

## 【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要）】

## 【基本方針（概要）】 ※平成23年3月改正

### 1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定／移動等円滑化基準の適合義務／公共交通事業者等の職員に対する教育訓練の努力義務



#### ○移動等円滑化の意義及び目標

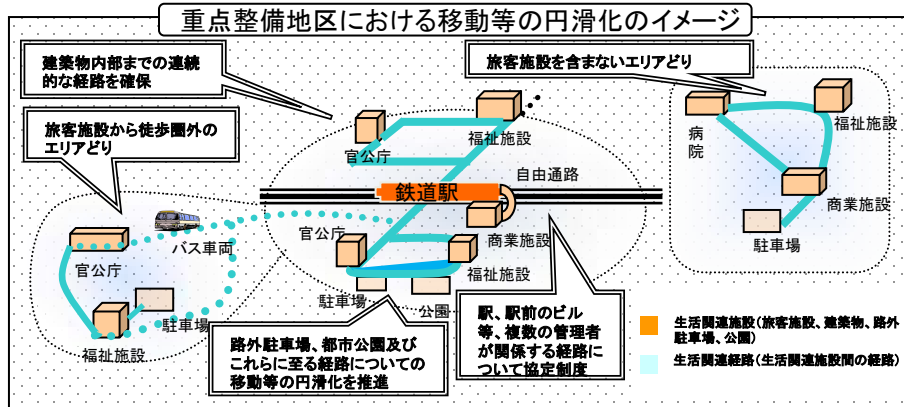
・旅客施設、車両、公園、建築物等について、平成32年度までの整備目標を設定  
旅客施設:3000人以上／日の施設について原則100%(従前:5000人以上)

#### ○施設設置管理者が講ずべき措置

・利用者のニーズに応じた適切な情報の提供  
・適切な対応を行うよう継続的な教育訓練の実施の必要性

### 2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施



#### ★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



### 3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

●車いすサポート体験



●視覚障害者サポート体験



●高齢者疑似体験



#### ○基本構想の指針

・市町村が重点整備地区を定め各種事業を重点的かつ一体的に推進することの意義  
・基本構想の作成・フォローアップに当たり、当事者の参画や提案制度の活用  
・段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」の推進

#### ○その他移動等円滑化の促進

・国の責務として、スパイラルアップ及び心のバリアフリーの推進等  
・地方公共団体の責務として、必要な条例等の制定等の推進

# 2. バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進状況

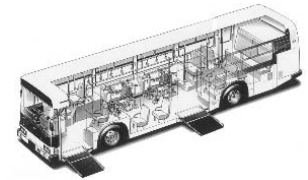
・1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設、特定道路について、2020年度までに原則100%のバリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて取組を推進中。

## バリアフリー法の基本方針等における主な整備目標と現状

		2014年度末 (現状)	2020年度末 (目標)
(鉄道)	○鉄軌道駅	85%	原則100%※
	○鉄軌道車両	62%	約70%
	○ホームドア	621駅※ <sup>2</sup>	800駅
(バス)	○バスターミナル	84%	原則100%※
	○ノンステップバス	47%	約70%
	○リフト付きバス等	6%	約25%
(船舶)	○旅客船ターミナル	100%	原則100%※
	○旅客船	32%	約50%
(航空)	○航空旅客ターミナル	85%	原則100%※
	○福祉タクシー車両	14,415台	約28,000台
		2013年度末 (現状)	2020年度末 (目標)
(道路)	○特定道路	83%	原則100%
(都市公園)	○園路及び広場	49%	約60%
	○駐車場	44%	約60%
	○便所	34%	約45%
(路外駐車場)	○特定路外駐車場	54%	約70%
(建築物)	○特別特定建築物	54%	約60%



ホームドア  
(鉄軌道駅)

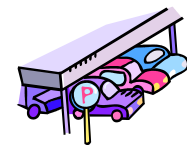


ノンステップバス

※ 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。  
※<sup>2</sup> ホームドアの現状値は2015年9月現在。



道路



路外駐車場



建築物

### <参考>

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【障害者基本計画(2002年12月)】